

松江市告示第 195 号

松江市中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成 17 年松江市告示第 183 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p><u>(概算払)</u></p> <p><u>第8条 規則第14条第1項ただし書の規定により、市長は、当該事業の完了前に交付金の全部又は一部を交付することができる。</u></p> <p><u>第9条～第12条</u> 略</p> <p>(終期)</p> <p><u>第13条</u> 交付金の終期は、<u>令和6年3月31日</u>とする。</p>	<p><u>第8条～第11条</u> 略</p> <p>(終期)</p> <p><u>第12条</u> 交付金の終期は、<u>令和5年3月31日</u>とする。</p>

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。